特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
秋田県教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
秋田県教育委員会

公表日
令和5年12月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等への経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を支給する事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
特別支援教育就学奨励費情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番26 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第二　項番37　　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第23条 【情報提供】 別表第二　項番26　　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条 第1号ネ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 別表第二　項番87　　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 第1号ネ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課　秋田県秋田市山王四丁目１－１　018-860-4091

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県教育庁特別支援教育課　秋田県秋田市山王三丁目１－１　018-860-5161

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	保護の宣言	秋田県	秋田県教育委員会	事後	
平成31年3月29日	評価実施期間名	秋田県知事	秋田県教育委員会	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ－４－② 法令上の根拠	第19条第1号ソ	第19条第1号ネ	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ－４－② 法令上の根拠	第44条第1号ソ	第44条第1号ネ	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ－４－② 法令上の根拠	第19条第5号	第19条第5号、第6号	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ－４－② 法令上の根拠	第44条第5号	第44条第5号、第6号	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ－５－① 部署	特別支援教育課	秋田県教育庁特別支援教育課	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ－５－② 所属長	特別支援教育課長　小林　司	課長	事後	
平成31年3月29日	８ 連絡先	特別支援教育課	秋田県教育庁特別支援教育課	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ－１ 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ－２ 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和3年7月30日	Ⅱ－１ 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	Ⅱ－２ 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	Ⅰ ４．②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	軽微な変更（番号法の改正による条項号の変更）
令和4年7月29日	Ⅱ－１ 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	Ⅱ－１ 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	